

○ 農業経営金融支援対策費補助金交付要綱（平成20年10月16日付け20経営第4071号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表  
（下線部分は改正部分）

改正後(新)	現行(旧)
<p>第1 農林水産大臣は、次の(1)から(9)までに掲げる経費について、補助事業者(1)から(4)までの事業については、公益財団法人農林水産長期金融協会（昭和39年9月15日に財団法人高風会という名称で設立された法人をいう。）、(5)から(9)までの事業については、都道府県農業信用基金協会とする。）に対し、農業経営金融支援対策費補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>農業経営継承保証保険支援事業</u> <u>農業経営継承保証保険支援事業実施要綱（令和2年 月 日付け元経営第 号農林水産事務次官依命通知）第3の1の(1)の①及び(2)の事業を行うために必要な経費</u></p>	<p>第1 農林水産大臣は、次の(1)から(8)までに掲げる経費について、補助事業者(1)から(4)までの事業については、公益財団法人農林水産長期金融協会（昭和39年9月15日に財団法人高風会という名称で設立された法人をいう。）、(5)から(8)までの事業については、都道府県農業信用基金協会とする。）に対し、農業経営金融支援対策費補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第2 第1に規定する経費は、定額とする。ただし、第1の(5)の事業に係る経費は、実施要綱第6の2の(1)の①の規定に基づき借り入れた借入金に係る支払い利息であって、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間について、その期間内における借入金残高に借入利率（利子補給率0.770%以内）を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>第2 第1に規定する経費は、定額とする。ただし、第1の(5)の事業に係る経費は、実施要綱第6の2の(1)の①の規定に基づき借り入れた借入金に係る支払い利息であって、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間について、その期間内における借入金残高に借入利率（利子補給率0.870%以内）を乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>第3 (略)</p>	<p>第3 (略)</p>
<p>第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、各事業ごとにそれぞれ次の(1)から(3)までのとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、それぞれ次の(1)から(3)までの交付申請書正副2部を、それぞれ次の(1)から(3)までの提出先に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1の(5)から(9)までの事業 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、各事業ごとにそれぞれ次の(1)から(3)までのとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、それぞれ次の(1)から(3)までの交付申請書正副2部を、それぞれ次の(1)から(3)までの提出先に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1の(5)から(8)までの事業 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第5 規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣、第1の(5)から(9)までの事業については地方農政局長が別に定める日までとする。</p>	<p>第5 規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣、第1の(5)から(8)までの事業については地方農政局長が別に定める日までとする。</p>
<p>第6 (略)</p>	<p>第6 (略)</p>

第7 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(9)までの事業については地方農政局等に提出しなければならない。

第8 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(9)までの事業については地方農政局長に提出し、その指示を受けなければならない。

第9 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の9月末日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、その翌月末までに第1の(1)、(2)及び(4)の事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(9)までの事業については地方農政局長に提出しなければならない。ただし、第1の(1)、(2)及び(4)の事業については別記様式第5号による概算払請求書、第1の(5)の事業については実施要綱第9による報告書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 (略)

第10 補助事業者は、概算払により補助金を請求しようとするときは、別記様式第5号による概算払請求書正副2部を、第1の(1)の事業(利子助成要綱第3の2に掲げる事業を除く。)、(2)及び(4)の事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(9)までの事業については地方農政局長に提出しなければならない。

2 (略)

第11 補助事業者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、あらかじめ、別記様式第7号による変更(中止又は廃止)承認申請書正副2部を、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣、第1の(5)から(9)までの事業については地方農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

第12 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、第1の(1)、(2)及び(4)の事業については別記様式第8号、第1の(3)の事業については別記様式第9号、第1の(5)から(9)までの事業については別記様式第10号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書正副2部を、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(9)までの事業については地方農政局長に、それぞれ提出しなければならない。

2・3 (略)

第13～第17 (略)

第18 第1の(5)から(9)までに掲げる事業の実施は、原則として、国からの補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、事業実施年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定の前にこれらの事業を実施する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した補助金交付決定前事業実施届(別記様式第

第7 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(8)までの事業については地方農政局等に提出しなければならない。

第8 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(8)までの事業については地方農政局長に提出し、その指示を受けなければならない。

第9 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の9月末日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、その翌月末までに第1の(1)、(2)及び(4)の事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(8)までの事業については地方農政局長に提出しなければならない。ただし、第1の(1)、(2)及び(4)の事業については別記様式第5号による概算払請求書、第1の(5)の事業については実施要綱第9による報告書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 (略)

第10 補助事業者は、概算払により補助金を請求しようとするときは、別記様式第5号による概算払請求書正副2部を、第1の(1)の事業(利子助成要綱第3の2に掲げる事業を除く。)、(2)及び(4)の事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(8)までの事業については地方農政局長に提出しなければならない。

2 (略)

第11 補助事業者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、あらかじめ、別記様式第7号による変更(中止又は廃止)承認申請書正副2部を、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣、第1の(5)から(8)までの事業については地方農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

第12 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、第1の(1)、(2)及び(4)の事業については別記様式第8号、第1の(3)の事業については別記様式第9号、第1の(5)から(8)までの事業については別記様式第10号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書正副2部を、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(8)までの事業については地方農政局長に、それぞれ提出しなければならない。

2・3 (略)

第13～第17 (略)

第18 第1の(5)から(8)までに掲げる事業の実施は、原則として、国からの補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、事業実施年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定の前にこれらの事業を実施する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した補助金交付決定前事業実施届(別記様式第

13号)を作成し、あらかじめ補助事業者から地方農政局長に提出するものとする。

13号)を作成し、あらかじめ補助事業者から地方農政局長に提出するものとする。

第19～第25 (略)

第19～第25 (略)

(別表) (略)

(別表) (略)

別記様式 第1号(第4関係)

別記様式 第1号(第4関係)

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(※〇〇〇〇〇〇) 交付申請書

平成〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(※〇〇〇〇〇〇) 交付申請書

(中略)

(中略)

令和〇〇年度において、※〇〇〇〇〇〇実施要綱に基づく利子助成事業を実施したので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第4の規定に基づき補助金〇〇〇円の交付を申請する。

平成〇〇年度において、※〇〇〇〇〇〇実施要綱に基づく利子助成事業を実施したので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第4の規定に基づき補助金〇〇〇円の交付を申請する。

(中略)

(中略)

別記様式 第2号(第4関係)

別記様式 第2号(第4関係)

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(担い手経営発展支援金融対策事業) 交付申請書

平成〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(担い手経営発展支援金融対策事業) 交付申請書

(中略)

(中略)

別記様式 第3号(第4関係)

別記様式 第3号(第4関係)

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(※〇〇〇〇〇〇) 交付申請書

平成〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(※〇〇〇〇〇〇) 交付申請書

番 年 月 号 日

番 年 月 号 日

<※第1の(5)、(6)、(8)及び(9)の事業の場合>

<※第1の(5)、(6)及び(8)の事業の場合>

(中略)

(中略)

令和〇〇年度において、※〇〇〇〇〇〇を実施したいので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第4の規定に基づき補助金〇〇〇円の交付を申請する。

平成〇〇年度において、※〇〇〇〇〇〇を実施したいので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第4の規定に基づき補助金〇〇〇円の交付を申請する。

(中略)

(中略)

<※第1の(6)の事業の場合>

<※第1の(6)の事業の場合>

1・2 (略)

1・2 (略)

3 事業に係る経費

3 事業に係る経費

① 被災農業者等支援対策に必要な経費

① 被災農業者支援対策に必要な経費

円

円

② 大規模災害被災農業者等支援対策(実質無担保無保証人事業)に必要な経費

② 大規模災害被災農業者支援対策(実質無担保無保証人事業)に必要な経費

費

円

③ 大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人保証料軽減事業）に必要な経費

円

4 事業完了予定年月日

① 被災農業者等支援対策

令和 年 月 日

② 大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業）

令和 年 月 日

③ 大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人保証料軽減事業）

令和 年 月 日

（注1）（略）

（注2）3の事業に係る経費については、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由ごとの内訳を記載すること。

（中略）

<※第1の(9)の事業の場合>

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

3 事業に係る経費

① 経営者無保証人化等支援事業に必要な経費

円

② 後継農業者保証料負担軽減事業に必要な経費

円

4 事業完了予定年月日

① 経営者無保証人化等支援事業

令和 年 月 日

② 後継農業者保証料負担軽減事業

令和 年 月 日

5 添付書類

補助事業者の業務方法書及び事業計画書

※ （略）

別記様式 第4号（第9の1関係）

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
（※〇〇〇〇〇）遂行状況報告書

番 年 月 号 日

（中略）

<※第1の(5)、(6)、(8)及び(9)の事業の場合>

（中略）

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇について、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第9の1の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

円

③ 大規模災害被災農業者支援対策（実質無担保無保証人保証料軽減事業）に必要な経費

円

4 事業完了予定年月日

① 被災農業者支援対策

平成 年 月 日

② 大規模災害被災農業者支援対策（実質無担保無保証人事業）

平成 年 月 日

③ 大規模災害被災農業者支援対策（実質無担保無保証人保証料軽減事業）

平成 年 月 日

（注1）（略）

（注2）3の事業に係る経費については、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害ごとの内訳を記載すること。

（中略）

（新設）

※ （略）

別記様式 第4号（第9の1関係）

平成〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
（※〇〇〇〇〇）遂行状況報告書

番 年 月 号 日

（中略）

<※第1の(5)、(6)及び(8)の事業の場合>

（中略）

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇について、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第9の1の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

(中略)

<※第1の(6)の事業の場合>

① 被災農業者等支援対策

(単位：千円)

	事業実施計画			年9月末事業実績			実施率 (B/A) %	備考
	債務保証平均残高 (a)	保証料率 (b) %	補助金相当額 (A) (A)=(a)×(b)	債務保証平均残高 (c)	保証料率 (d) %	補助金相当額 (B) (B)=(c)×(d)		
今年度の引受								
小計								
大規模災害 対象災害名	〇〇年度の引受							
小計								
大規模災害以外 対象災害名	〇〇年度の引受							
小計								
合計								

(注1)～(注3) (略)

(注4) 大規模災害については、第2の2の要件として農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由を記載すること。

② 大規模災害被災農業者等支援対策 (実質無担保無保証人事業)

(単位：千円)

	事業実施計画		年9月末実績		実施率 (B/A) %	備考
	債務保証残高見込み (a)	補助金相当額 (A)	債務保証残高 (b)	補助金相当額 (B)		
対象災害名						

(注1) (略)

(注2) ②の事業については、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由ごとの内訳を記載すること。

(中略)

<※第1の(6)の事業の場合>

① 被災農業者支援対策

(単位：千円)

	事業実施計画			年9月末事業実績			実施率 (B/A) %	備考
	債務保証平均残高 (a)	保証料率 (b) %	補助金相当額 (A) (A)=(a)×(b)	債務保証平均残高 (c)	保証料率 (d) %	補助金相当額 (B) (B)=(c)×(d)		
今年度の引受								
小計								
大規模災害 対象災害名	〇〇年度の引受							
小計								
(新設)								
(新設)合計								

(注1)～(注3) (略)

(新設)

② 大規模災害被災農業者支援対策 (実質無担保無保証人事業)

(単位：千円)

	事業実施計画		年9月末実績		実施率 (B/A) %	備考
	債務保証残高見込み (a)	補助金相当額 (A)	債務保証残高 (b)	補助金相当額 (B)		
(新設)						

(注1) (略)

(注2) ②の事業については、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害ごとの内訳を記載すること。

③ 大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人保証料軽減事業）  
（単位：千円）

		事業実施計画				年9月末実績				実施率 (B/A) %	備考
		債務保証平均残高 (a)	無担保保証料率 (b) %	有担保保証料率 (c) %	補助金相当額 (A) (A)=(a)× (b)-(c)	債務保証平均残高 (d)	無担保保証料率 (b) %	有担保保証料率 (c) %	補助金相当額 (B) (B)=(d)× (b)-(c)		
対象災害名	今年度の引受										
	前年度までの引受										
	小計										
	合計										

(注1)～(注3) (略)

(注4) ③の事業については、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由ごとの内訳を記載すること。

<※第1の(9)の事業の場合>

① 経営者無保証人化等支援事業

(単位：千円)

資金名	事業実施計画		年9月末事業実績		実施率 (B/A) %	備考
	債務保証残高見込み (a)	補助金相当額 (A)	債務保証残高 (b)	補助金相当額 (B)		

(注) 事業実施計画の債務保証残高見込み、補助金相当額の欄は、農業経営継承保証保険支援事業実施要綱第4の規定により承認を受けた事業実施計画書（別記様式第1号）から記載する。

② 後継農業者保証料負担軽減事業

(単位：千円)

③ 大規模災害被災農業者支援対策（実質無担保無保証人保証料軽減事業）  
（単位：千円）

		事業実施計画				年9月末実績				実施率 (B/A) %	備考
		債務保証平均残高 (a)	無担保保証料率 (b)	有担保保証料率 (c)	補助金相当額 (A) (A)=(a)× (b)-(c)	債務保証平均残高 (d)	無担保保証料率 (b)	有担保保証料率 (c)	補助金相当額 (B) (B)=(d)× (b)-(c)		
(新設)	今年度の引受										
	前年度までの引受										
	(新設)										
	計										

(注1)～(注3) (略)

(注4) ③の事業については、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害ごとの内訳を記載すること。

(新設)

	資金 名	事業実施計画			年9月末事業実績			実施率 (B/A) %	備考
		債務保 証平均 残高 (a)	保証 料率 (b) %	補助金 相当額 (A) (A)=(a)×(b)	債務保 証平均 残高 (c)	保証 料率 (d) %	補助金 相当額 (B) (B)=(c)×(d)		
今年 度の 引受									
小計									
〇〇 年度 の 引受									
小計									
合計									

(注1) 事業実施計画の債務保証平均残高、保証料率、補助金相当額の欄は、農業経営継承保証保険支援事業実施要綱第4の規定により承認を受けた事業実施計画書(別記様式第1号)から記載する。

(注2) 9月末事業実績の債務保証平均残高の欄は、債務保証引受額に保証引受日から当年度9月末までの引受期間を乗じて得た額を保証引受日から事業完了予定年月日までの期間で除して得た額から算出した平均残高とする。

(注3) 保証料率の欄は、各基金協会が定める有担保有保証人に係る保証料率とする。なお、保証料率に区分がある場合はそれぞれ区分ごとに記載すること。

別記様式 第5号(第10の1関係)

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(※〇〇〇〇〇)概算払請求書(兼遂行状況報告書)

(中略)

<※第1の(5)、(6)、(8)及び(9)の事業の場合>

(中略)

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇〇について、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第10の1の規定に基づき、下記の金額について概算払されたく請求する。

(また、併せて農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第9の1の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。)

(中略)

別記様式 第6号(第10の2関係)

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(担い手経営発展支援金融対策事業)支払請求書

(中略)

別記様式 第5号(第10の1関係)

平成〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(※〇〇〇〇〇)概算払請求書(兼遂行状況報告書)

(中略)

<※第1の(5)、(6)及び(8)の事業の場合>

(中略)

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇〇について、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第10の1の規定に基づき、下記の金額について概算払されたく請求する。

(また、併せて農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第9の1の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。)

(中略)

別記様式 第6号(第10の2関係)

平成〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(担い手経営発展支援金融対策事業)支払請求書

(中略)

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった担い手経営発展支援金融対策事業について、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第10の2の規定に基づき、金〇〇〇円を交付されたく申請する。

別記様式 第7号（第11関係）

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(※〇〇〇〇〇) 変更（中止又は廃止）承認申請書

（中略）

<※第1の(5)、(6)、(8)及び(9)の事業の場合>

（中略）

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第11の規定に基づき申請する。

（中略）

別記様式 第8号（第12の1関係）

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(※〇〇〇〇〇) 実績報告書

（中略）

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第12の1の規定に基づき、その実績を報告する。

（中略）

別記様式 第9号（第12の1関係）

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(担い手経営発展支援金融対策事業) 基金造成実績報告書

（中略）

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった担い手経営発展支援金融対策事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第12の1の規定に基づき、その実績を報告する。

（中略）

別記様式 第10号（第12の1関係）

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった担い手経営発展支援金融対策事業について、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第10の2の規定に基づき、金〇〇〇円を交付されたく申請する。

別記様式 第7号（第11関係）

平成〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(※〇〇〇〇〇) 変更（中止又は廃止）承認申請書

（中略）

<※第1の(5)、(6)及び(8)の事業の場合>

（中略）

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第11の規定に基づき申請する。

（中略）

別記様式 第8号（第12の1関係）

平成〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(※〇〇〇〇〇) 実績報告書

（中略）

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第12の1の規定に基づき、その実績を報告する。

（中略）

別記様式 第9号（第12の1関係）

平成〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(担い手経営発展支援金融対策事業) 基金造成実績報告書

（中略）

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった担い手経営発展支援金融対策事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第12の1の規定に基づき、その実績を報告する。

（中略）

別記様式 第10号（第12の1関係）



令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(※〇〇〇〇〇〇) 実績報告書

(中略)

<※第1の(5)、(6)、(8)及び(9)の事業の場合>

(中略)

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇〇について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第12の1の規定に基づき、その実績を報告する。  
(なお、併せて金〇〇〇円を精算払によって交付されたく請求する。)

(中略)

別記様式 第11号 (第12の3 関係)

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(※〇〇〇〇〇〇) の消費税仕入控除税額報告書

(中略)

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇〇について、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第12の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

(中略)

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 円  
(令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)

(中略)

別記様式 第12号 (第17の3 関係)

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名 \_\_\_\_\_

平成〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(※〇〇〇〇〇〇) 実績報告書

(中略)

<※第1の(5)、(6)及び(8)の事業の場合>

(中略)

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇〇について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第12の1の規定に基づき、その実績を報告する。  
(なお、併せて金〇〇〇円を精算払によって交付されたく請求する。)

(中略)

別記様式 第11号 (第12の3 関係)

平成〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(※〇〇〇〇〇〇) の消費税仕入控除税額報告書

(中略)

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇〇について、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第12の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

(中略)

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 円  
(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)

(中略)

別記様式 第12号 (第17の3 関係)

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名 \_\_\_\_\_

事業 実施年度		令和 年度		農林水産省所管補助金名													
事業 区分	事業の内容				工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要		
	事業 種 目	事業 主 体	工種 構造 区分	設 置 場 所	事 業 費	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	総 事 業 費	負担区分				耐用 年数	処分 制限 年月日		承 認 年 月 日	処 分 の 内 容
									国庫 補助 金	都道 府県 費	市 町 村 費	そ の 他					
	計																
	計																
	合計																

(中略)

別記様式 第13号 (第18関係)

令和〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(※〇〇〇〇〇) 交付決定前事業実施届

(中略)

<※第1の(5)、(6)、(8)及び(9)の事業の場合>

(中略)

令和〇〇年度に割当内示された下記1の事業について、下記2の条件を了承の上、補助金交付決定前に事業を実施したいので、届け出る。

(中略)

附 則 (令和2年3月30日元経営第3196号)  
この通知は、令和2年4月1日から施行する。

事業 実施年度		平成 年度		農林水産省所管補助金名													
事業 区分	事業の内容				工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要		
	事業 種 目	事業 主 体	工種 構造 区分	設 置 場 所	事 業 費	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	総 事 業 費	負担区分				耐用 年数	処分 制限 年月日		承 認 年 月 日	処 分 の 内 容
									国庫 補助 金	都道 府県 費	市 町 村 費	そ の 他					
	計																
	計																
	合計																

(中略)

別記様式 第13号 (第18関係)

平成〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金  
(※〇〇〇〇〇) 交付決定前事業実施届

(中略)

<※第1の(5)、(6)及び(8)の事業の場合>

(中略)

平成〇〇年度に割当内示された下記1の事業について、下記2の条件を了承の上、補助金交付決定前に事業を実施したいので、届け出る。

(中略)